



2009年6月26日

各 位

会社名 ゼビオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 諸橋友良
(証券コード 8281 東証第一部)
問合せ先 経営企画室長 吉田 茂
電話番号 024-925-2510

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の当社第37回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について決議されましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

また、その他必要と認められる字句の修正等を行ない条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は135,000,000株とする。</p> <p>第7条（株券の発行） <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条（単元未満株式の買増し） 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条（株式取扱規程） 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 ～ （条文省略）</p> <p>第41条</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） （現行どおり）</p> <p>（削 除）</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>（削 除）</p> <p>第8条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. （現行どおり） 2. （現行どおり） 3. （現行どおり） 4. （現行どおり）</p> <p>第9条（単元未満株式の買増し） （現行どおり）</p> <p>第10条（株主名簿管理人） （現行どおり） 2. （現行どおり） 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条（株式取扱規程） 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 ～ （現行どおり）</p> <p>第40条 附則 <u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除するものとする。</p>

以上